

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方へ

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から 高額療養費の上限額が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。
皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 ※2)	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 ※2)
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 (多数回44,400円 ※2)
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147